

北海道移住支援金制度法人向けQ & A

1 登録申請について

Q 1 毎年度、申請をする必要がありますか。

A 1 申請は毎年度することは要しませんが、対象法人要件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨、ご連絡願います。

Q 2 登録料は必要でしょうか。

A 2 登録や求人掲載は無料です。また、移住者に対しての支援金についても、法人に負担を求めることはありません。

Q 3 既にU・Iターンサポートデスクやプロフェッショナル人材の求人サイトに登録していますが、改めて移住支援金対象法人としての申請が必要でしょうか。

A 3 大変恐縮ですが、異なるシステムであるため、別途申請をお願い致します。

Q 4 プロフェッショナル人材の求人サイトに登録している求人情報を活用してマッチングサイトに求人掲載可能でしょうか。

A 4 可能です。詳しくは、HPの「マッチングサイト掲載マニュアル」をご参照ください。

Q 5 法人登録の申請した後に道で審査を行うのでしょうか。

A 5 道が保有する各企業のデータなどを活用して、一定の要件審査を行います。ただし、移住者の採用決定後にご提出いただく書類（履歴事項全部証明書等）による最終確認を行った結果、貴法人が申請に当たって虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、登録を取り消します。

2 対象法人、対象求人に関する要件について

Q 6 個人事業主、法人格を持たない団体は対象となりますか。

A 6 対象外です。

Q 7 対象法人の要件である「官公庁等でないこと」について、「等」には何が含まれますか。

A 7 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資割合に係わらず出資等している主体が含まれます。なお、国又は地方公共団体が出資している場合は、株式会社や一般社団法人等も当該主体に含まれます。

Q8 法人には、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合や1次産業の法人には、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合や1次産業の法人は含まれますか。

A8 含まれます。

Q9 みなし大企業とはどのような法人でしょうか。

A9 以下のいずれかに該当する法人です。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上100億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・ 資本金・資本金100億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

Q10 移住支援金の移住支援金の法人登録は支店や工場単位で登録できるでしょうか。

A10 法人単位での登録をお願いします。

Q11 当法人の主たる業務は対象業種に該当しませんが、一部対象業種に該当する業務を実施しています。この場合、当該対象業種で登録することは可能ですか。

A11 業務の一部に対象業種が含まれている場合、登録は可能です。その対象業務で登録を行ってください。ただし、対象業種を行っていることが確認できる書類を準備しておいてください。

Q12 当法人の業務が対象業種に該当しない場合は、近い業種を選択し登録しても良いでしょうか。

A12 対象業種に該当しない場合は、市町村の推薦を得る必要があるため、必ず「0以下の業種に該当しない」を選択してください。市町村の推薦を得た場合は、原則として、対象法人として登録できます。詳細はHPの「法人登録マニュアル」をご参照ください。

Q13 対象法人の要件を満たさない企業はマッチングサイトに求人を掲載できないのでしょうか。

A13 移住支援金対象求人でないことを明記したうえで、求人掲載することは可能ですので、ご相談ください。

Q14 複数業種を営んでおり、対象業種(介護事業)と非対象業種(飲食店など)の両方があるが、マッチングサイトに求人掲載が可能な業種は、対象業種に限るのでしょうか。

A14 貴社の事業の中で一部でも対象業種を含んでいれば、全ての業種(職種)において、移住支援金対象の求人としてマッチングサイトに掲載されます。

Q15 対象法人登録申請書 2 申請者に係る確認事項 (1)国が定める共通要件に「移住支援金の対象として申し込む求人は週 20 時間以上の無期雇用契約であること」とあるが、週 20 時間以上の勤務かつ雇用保険の加入手続きを行えば、雇用形態として、パートや入社後 6 ヶ月試用期間等を設けることは可能でしょうか。

A15 各企業の事情として勘案し、やむを得ないものと考えます。

3 移住支援金対象者について

Q16 東京 2 3 区に 5 年以上居住していれば、(修士課程や博士課程修了者のほか何らかの理由により卒業までに 5 年以上を要した者など) 新卒者でも該当になるということでしょうか。

A16 お見込みのとおり、東京 2 3 区に 5 年以上居住していれば、新卒者でも該当となります。

Q17 移住者の要件が「勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること」となっています。求人募集する事業所が、移住支援金の対象市町村に所在していなくても(例:小清水町)、移住者が、移住支援金の対象市町村(例:網走市)に住んでさえいれば、対象になるということでしょうか。

A17 その通りです。

Q18 移住支援金対象者が、就業後に移住しても、移住支援金の対象となるのでしょうか。

A18 移住と就業の順序は問わず、①北海道マッチングサイトに対象求人が掲載された後に就業して移住支援金申請時に就業から 3 か月が経過しており、かつ、②平成 31 年 4 月 1 日以降に道内に転入して移住支援金申請時に転入後 3 か月以上 1 年以内であれば支給対象となります。

Q19 移住希望者が北海道マッチングサイトに掲載された求人情報を閲覧しておらず、北海道マッチングサイトを介さずに就業した場合でも移住支援金の対象となりますか。

A19 北海道マッチングサイトを介すか、否かは問わず、支給対象となります。ただし、北海道マッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された後に応募して就業する必要があります。

Q20 移住支援金対象者が就業した場合、法人における手続きが必要でしょうか。

A20 道への報告と書類の提出、求人の非公開、移住者への情報提供、就業証明書の発行をお願いしています。詳しくは、HP の「マッチングサイト掲載マニュアル」 p.61 以降をご確認ください。

Q21 社員等が移住支援金を受給した後、移住支援対象法人が気を付けるべきことはありますか。

A21 移住支援金は申請日より①1年以内に退職年以内に退職②5年以内に当初移住した市町村外に転出した場合等に支給した移住支援金の全部または一部を返還いただく必要があります。

①の場合は、速やかに北海道にご報告いただくとともに、②が発生しないよう、転勤等についてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

Q22 求人の応募者について、移住支援金の対象者であるかどうかは、どの段階で把握している必要があるのでしょうか。

A22 採用した段階で構いません。

4 登録申請書について

Q23 法人番号は、どこで確認すればよいのでしょうか。

A23 法人番号の調べ方は2つあります。

① 国税庁法人番号公表サイト（国税庁法人番号公表サイト

(<https://www.houjinbangou.nta.go.jp/bangou.nta.go.jp/>)にて確認が可能です。

② 法人番号は、会社の登記簿謄本の「会社法人等番号」の12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字（チェックデジット）で構成される13桁の番号になります。検査用数字1桁は国税庁HPで計算方法を確認ください。

※履歴事項全部証明書に記載されている、会社法人等番号（12桁）は基礎番号部分ですので、会社法人等番号のみを記入されないよう、ご注意願います。13桁で入力してください。

Q24 郵便番号が入力できないのですが。

A24 キーボードの使用環境によってエラーが発生することがあります。その場合、先頭に「Shiftキー」とキーボード上部の「7」を同時に押し、「'」（アポストロフ）を付けたうえで、続けて数字を入力すると表示が可能です。